

第1日目（3月6日）（火曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
 - (1)例月現金出納検査結果の報告（11、12、1月分）
 - (2)定期監査報告
 - (3)委員会報告

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の施政方針及び提案要旨の説明
- 第 4 発議第1号 官製談合再発防止に関する決議
- 第 5 29請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書提出についての請願
(以上1件 総務文教委員長報告)
- 第 6 議案第17号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第7号））
- 第 8 議案第9号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）
- 第 9 議案第10号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 10 議案第11号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 11 議案第12号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 12 議案第13号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 13 議案第14号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）

- 第 14 議案第24号 波佐見町道路線の認定について
- 第 15 議案第25号 波佐見町道路線の認定について
- 第 16 議案第26号 波佐見町道路線の認定について
- 第 17 議案第27号 波佐見町道路線の認定について
- 第 18 議案第28号 波佐見町道路線の認定について
- 第 19 議案第29号 波佐見町道路線の認定について

(以上6件 産業厚生委員会付託)

第1日目（3月6日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主任書記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水 道 課 長 水 管 理 班 係 長	井 関 昌 男	水 道 課 長 水 管 理 班 係 長	溝 上 優 太
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	諸 隈 三 恵 子	教 育 長	中 嶋 健 蔵
教 育 次 長	福 田 博 治	給食センター所長	林 田 孝 行
総 務 課 長 総 務 班 係 長	松 添 博	企 画 財 政 課 長 財 政 管 財 係 長	坂 本 昌 俊

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第1回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから、諸般の報告を行います。

例月現金出納検査結果の報告、定期監査報告及び委員会報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 横山聖代議員、3番 三石孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの18日間と決定しました。

日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 町長の施政方針及び提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに平成30年第1回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、町長就任以来、これまで町政の基本理念として、開かれた町政のもと、「至誠実行、不易流行、温故創新」を掲げ、常に町民皆様が安心して希望が持てるまちづくりを目指して推進してまいりました。この間、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、町政全般にわたって御理解と御支援、御協力を賜り、おかげさまで波佐見町の知名度も年々向上し、にぎわいを見せ、元気な町波佐見として評価されてきており、事務事業も円滑に推進しておりますことに心から感謝申し上げます。

そのようなさなか、昨年12月9日、本町職員が官製談合防止法違反の容疑で逮捕される事件が発生し、町民皆様の信用を大きく失墜したことに心からおわび申し上げます。もとより公務員は全体の奉仕者として、公正公平で中立的な立場で事務事業の執行に期さなければなりません。特定の個人、団体等に対し、便宜を図るような行為はあってはならない、許されない行為であります。

今回の事件を教訓に、今後このような事件を絶対なくすとの強い決意のもと再発防止に向けて、12月25日に副町長を委員長とし、全管理職員を委員とする官製談合再発防止検討委員会を設置し、対策、協議を進めているところであり、あわせて職員の規範となる職員倫理規程策定に向けても同時に進めているところであります。官製談合再発防止対策及び職員倫理規程につきましては、5月をめどに策定し、速やかに公表する所存であります。

当該職員の裁判については、2月15日初公判が開かれ、検察側の起訴事実を全面的に認め結審しましたので、事の重大さに鑑み、2月19日付で懲戒免職処分とし、あわせて監督責任として、副町長及び当時課長だった職員を減給10分の1、1カ月の懲戒処分とし、町長は10分の2、1カ月の減給としたところであります。

なお、本裁判につきましては2月28日判決が下り、懲役1年2カ月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡されました。このような結果に至りましたことについて、改めまして議員の皆様をはじめ町民皆様方に対して心から深くおわび申し上げますとともに、失われた信頼を取り戻すべく、職員一丸となって襟を正し、職務に精進する決意でありますので、なにとぞ御理解いただきますようお願いいたします。

さて、第196通常国会においては、働き方改革、人づくり革命を柱とした平成30年度国の予算が審議されており、一億総活躍社会実現に向けて活発な意見が交わされているところがあります。今や、自主性、自立性を発揮する地方創生の時代にあることから、いかにして地域の特性を生かし、活性化を図るかが大きな課題となっております。本町はここ数年、関係皆様方のたゆまない御努力によって、波佐見焼の知名度向上とともに、自然豊かな波佐見町に多くの観光客が訪れるようになり、にぎわいを見せるようになりました。しかし、将来においては、人口減少が加速し、本町の発展が危ぶまれることから、現在策定中の第10次波佐見町基本計画に基づき、「人と心が かよあう 陶磁と緑のまち 波佐見」を基本理念とし、少子高齢化対策、移住・定住対策、地場産業の振興、観光の振興、教育文化の充実・推進を重点課題として、議員の皆様をはじめ町民皆様方の御理解と力強い御支援をいただき、職員一丸となって取り組んでまいります。

そのような観点に立ち、平成30年度の主要な施策の概要を第5次波佐見町総合計画の施策に従い、御説明申し上げます。

1、快適で住みよいまちづくり。

(1) 環境保全と景観整備について。

本町の豊かな自然を後世の子供たちに引き継ぐためには、町民一人一人の自然保護意識の高揚が不可欠であり、そのため、今回、「波佐見町環境保全条例」を上程しているところがあります。

これまでも郷自治会や集団資源回収団体、河川愛護団体などの活動によって、地域環境の維持・向上が図られておりますが、あわせて地域の環境美化活動及び河川環境保全活動等についても、「波佐見町景観条例」のもとに良好な景観の維持・向上に努めてまいります。

(2) 快適環境づくり。

民間住宅の整備促進。

新たに3世代で同居または近居するための改修工事費や住宅取得費への助成を行い、定住と安心して子供を産み育てることができる住居環境の整備を推進し、住宅性能向上のリフォーム支援事業等についても、引き続き実施してまいります。

上水道・下水道の整備について。

上水道事業は、平成20年度に策定した「水道ビジョン」は策定から約9年が経過し、人口減少社会の到来や施設の老朽化に伴う改良・更新の対応や災害対策の推進等、環境が大きく

変化している中、より安全で強靱な水道の持続が求められていることから、中長期的な経営戦略を定めた「波佐見町新水道ビジョン」の策定を行い、合理的な管理運営と施設整備を進め、健全経営に努めてまいります。

公共下水道事業は、供用開始後14年が経過、これまで中央処理区313ヘクタールが整備済みで、下水道普及率では44.4%、水洗化率では84.9%になっております。公共下水道区域内では、下水道への早期接続を促し、下水道区域外では、個別処理の浄化槽設置補助事業を推進しており、平成29年度末現在で、設置数が1,260基、普及率として34.4%を見込んでおり、今後も浄化槽の普及を一層図ってまいります。

工業用水道事業については、企業のニーズに応じた工業用水を安定的に供給し、公営企業として健全な事業経営に努めます。

都市基盤の整備について。

西ノ原土地地区画整理事業は、平成9年に国の事業認可を受け進めてきましたが、町の財政事情や東北震災以降、限られた予算の範囲で整備を進めており、平成29年度末での事業進捗率は25.5%となっています。平成30年度も引き続き、建物移転補償や宅地造成工事等を計画しておりますが、依然として厳しい財政状況にありますので、今後の事業実施に当たっては、国、県並びに地元とも十分協議・調整を図りながら進めてまいります。

2、働く喜びを持てるまちづくり。

(1) 商工業の振興。

窯業の振興について。

近年、波佐見焼の知名度が全国的に向上してきており、メディア等にも取り上げられ、非常に元気で活性化していると実感していますが、これは窯業界の各組織と行政が縦横断的に連携し、顧客の視点で発想し、波佐見焼への共感、信頼、価値観を高めてきた取り組みの成果であると言えます。

先般、東京ドームで開催された「テーブルウェア・フェスティバル」では、数年前から波佐見焼ブースは好調を博しており、平成30年度も新しい視点を加えながら引き続き取り組んでまいります。

この事業以外にも、「波佐見焼サクセッサー養成講座」では、引き続き芸術系大学で開催し、販路拡大や海外も視野に入れ、新しい商流を求めての「国際E X P O」への出展、一昨年より開催している東京代官山での「長崎・波佐見焼展 あいもこいも」の出展や、東京や

地方都市などでの波佐見焼フェアをはじめ、今後も業界と一体となって積極的に取り組み、他産地との差別化を図り、販路拡大とブランド化に努めます。

また、若手伝統工芸士の活躍の場として、「伝統工芸士チャレンジ事業」等にも取り組み、窯業一大産地としての認知度向上を図ります。なお、平成27年度から開始した研修制度である「窯業人材育成事業」では、31年度制度開始に向けて、窯業界全体の問題として関係者と一緒に協議してまいります。

商工業の振興について。

町内の小売商店等を取り巻く環境も、大型店舗やコンビニ等の出店、購買形態の多様化などにより大変厳しい状況が続いています。地域経済の活性化のためには、地域を支える小規模企業の振興が不可欠であり、商工会と連携した支援や商工会が実施する各事業にも支援し、活性化を図ります。また、商工会と行政の連携事業で実施した「はかたdeはさみwith東彼」についても引き続き取り組み、あわせて小規模企業振興基本法の趣旨にのっとり、小規模企業振興政策の一層の推進を図るための条例の制定に向け、引き続き研究してまいります。

また、平成27年度より制度改正した中小企業振興資金制度や創業支援資金に対しても、引き続き県や商工会、金融機関、産業振興財団と連携した体制を構築し、課題解決に向け支援してまいります。

企業誘致について。

町営工業団地は平成29年度に完売となりましたので、今後は誘致企業や地場企業のフォローアップ、小規模の空き工場や空き店舗の紹介などを行い、少しでも多くの雇用の場が創出されるよう、中小企業の誘致に努力してまいります。

消費者行政について。

情報や商品があふれる中で、特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪質商法や商品から消費者の安全と安心の確保のために県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のための啓発活動をなお一層強化し、積極的に取り組んでまいります。

(2) 農林業の振興。

農業の振興について。

農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大など深刻な課題に直面している中、国においては、農業の競争力強化を目的に、生産性の向上、

持続的な農業展開、担い手の育成支援などを重点に政策が推進されているところです。

また、担い手への農地集積を図るべく、農地中間管理事業を活用したの農地の貸借を進めています。平成30年度は5年計画の最終年度を迎えることから、さらに検証・評価が行われ、制度の見直しが図られます。

駄野地区においては、いよいよ平成30年度から大区画基盤整備事業が工事着工となります。今後は基盤整備とあわせて収益性の高い営農活動が展開できるよう、県やJAなどの関係機関と連携し、真にもうかる農業の先駆的地域となるよう、最大限の支援に努めてまいります。

農地の維持・保全策としては、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業、鳥獣被害防止総合対策事業などの国県の制度を有効に活用し、持続的な営農活動が展開できるよう支援してまいります。

米政策の見直しにより、平成30年度産から国による減反政策が廃止されますが、主食用米の需要が減少している状況に鑑み、今後は県が示す生産数量の目安によって配分が行われます。また、集落営農法人などを含めた担い手の経営安定を図るために、農地集積をさらに加速化し、麦、大豆などの交付金対象品目の積極的な推進を図ってまいります。

昨年9月には、「第23回全国棚田サミット」を本町で開催し、中山間地域農業が抱えるさまざまな課題について活発な議論が展開されたところですが、本町においても、厳しい条件下で農業生産活動に取り組む農業者への負担軽減を図るべく、助成制度の見直しを検討しているところです。

林業の振興について。

森林が果たす水源涵養機能や災害防止機能、地球温暖化防止など多面的機能を最大限に発揮するために、適切な森林施業や路網整備は大変重要な施策であります。木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、森林整備等に必要な財源が大幅に不足しているため、各種施策の取り組みに支障を来している状況です。政府は、その財源確保を図るべく、平成31年度税制改正における「森林環境税」及び「森林環境譲与税」の創設を決定し、恒久的かつ安定的な財源が確保されることになりました。詳細については、今後検討されます。

また、「生涯現役」を合言葉に、日本一のハラン産地を目指し活発な活動を展開されている東彼林業研究会の活動が充実、発展するよう支援に努めます。

3、人に優しい福祉のまちづくり。

(1) 高齢者福祉の充実について。

本町の高齢化率は、平成30年1月末現在30.1%となり、毎年増加の傾向にあります。このような中、高齢者が生涯元気で、生きがいを持って社会参加できるまちづくりを推進するため、老人クラブの活動支援、シルバー人材センターの運営支援を引き続き行ってまいります。

また、一人暮らし高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会や民生委員、児童委員、シルバーボランティア連絡会等による見守りや、緊急通報装置などの活用により、安心・安全な暮らしを確保するための支援を行います。

児童福祉、子育て支援の充実について。

子供を取り巻く環境等が大きく変化する中、平成25年度に開設した「子育て支援センター」については多くの利用をいただき好評であり、今後も子育て家庭の親子が気軽に集い、交流できる場所として、また、子育てについての相談、情報提供、助言を行う場所として、センター運営の充実を図り、子供の健やかな育ちを支援していきます。

また、認定こども園や保育所の運営費及び延長保育、一時保育事業への補助、放課後児童クラブの運営支援など、保護者が安心して就労業務などに専念できる環境づくりに努めるとともに、虐待等の未然防止と情報交換を目的とする「要保護児童等地域対策協議会」を開催し、養育に不安を抱える家庭等への支援の充実を努めてまいります。

次に、障害者福祉の充実について。

東彼地区保健福祉組合が3町共同事業として実施する「東彼地区障がい者地域生活支援センター運営事業」においては、相談支援や意志疎通支援、活動支援センター事業などが実施され、利用者も年々増加しており、順調な運営が成されております。今後も、障害のある人がその能力や適正に応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、適切なサービスの提供に努めてまいります。

(2) 保健・医療・介護環境の充実。

健康で活力ある生活を送るためには、町民一人一人が日ごろから健康に対する意識を持つことが重要です。そのために、特定健康診査や各種検診の受診率向上を図り、特定保健指導の充実を努めます。

また、母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点です。次世代育成のため、妊娠期から育児期までに十分な健康相談や健康診査等で状況把握に努め、安心して出産、子育てができる環境づくりを目指し、妊婦健康診査、乳幼児一般健康診査などの費用助成、妊婦教室、乳児健康相談、5歳児発達健康診査、歯科検診など事業の充実を図ります。

健康増進対策については、高齢化や社会環境が変化する中で、健康寿命の延伸に向けて生活習慣病の発病予防、重症化予防を重点に、自治会、老人会、婦人会、壮年会などの各種団体と連携を図りながら推進します。

近年、がん検診受診者数が若干増えていますが、さらに普及啓発を行い、受診率を高め、がんによる死亡の減少に努めます。

介護保険制度は18年が経過し、この間、介護サービス利用者も急増し、介護保険給付費は大幅に増加しています。平成30年度からの「波佐見町第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で本人の能力を生かし、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」の実現を目指してまいります。

2025年を見据えた在宅介護への転換の流れの中、医療と介護の連携を密にする体制づくりや「自助、互助、共助、公助」の考え方に立った「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、地域全体で支え合う仕組みが重要であり、今後、地域包括支援センターが中心となり、庁内横断的な連携・協力をさらに発展させ、地域住民等と協働して地域課題の把握・解決を図る仕組みを整備し、支援が必要な方を身近な地域で支える「地域包括ケアシステム」の構築に向け、さらなる充実を図ってまいります。

さらに、今後も増えることが予想される認知症の対策として「認知症初期集中支援チーム」を設置し、症状が悪化しないよう早期支援に取り組んでいきます。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として役割を担うこととなりますが、保険料の決定及び賦課徴収はこれまでどおり市町村ごとに行うこととされており、適切な対応とさらなる医療費適正化に向けた取り組みで、健全で安定的な運営を図ってまいります。

4、豊かな心を育むまちづくり。

(1) 生涯学習の充実。

昨年10月から、教育委員会の代表である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した「新教育長」のもと、人づくりに重点を置いた学校教育や社会教育などの各分野において「総合教育会議」を活用し、厳格かつ効果的な教育行政に努めます。

学校教育の充実について。

急速に変化し予測不可能な社会にあって、未来の波佐見町の担い手となる児童・生徒に「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の育成、いわゆる「生きる力」を育む教育

を推進します。また、昨年3月に告示された新学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」が実践できるよう、児童・生徒一人一人が自ら学び、自ら行動し、課題解決を行う主体的教育力の育成を図り、学校との連携を強化してまいります。

さらに、自他の敬愛や命の尊重、礼儀や規範意識を育てる「道徳教育」などを通じて、厳しい社会に出ても力強く自己目標に向かって生き抜く力を育てる耐性の教育や、それを支える健康、体力の向上など、「知・徳・体」のバランスのとれた人間形成に努めてまいります。

中でも、「就学援助」の制度周知を進め、家庭における学習環境の充実を推し進めるとともに、きめ細やかな教育支援が必要な児童・生徒に対する「特別支援教育支援員」の配置、小学校に「外国語指導助手」の増員や「学力向上支援員」を配置し、教師の授業補佐を行い、子供たちの確かな学力向上対策に努めます。

また、本町の歴史・文化・伝統を尊重し、「ふるさと波佐見」を愛する「郷土愛」の醸成や、国際社会に対応できる広い視野を持ち、豊かな国際感覚を備えた児童・生徒の育成にも努めてまいります。

学校給食については、給食内容の充実と衛生管理により、心身ともに健やかでたくましい児童・生徒の育成や、家庭における「食育」を進めるとともに、安心・安全な学校給食の推進を図ります。

社会教育の充実について。

少子高齢化、人口減など社会構造は急激に変化する中であっても、「いつでも、どこでも、誰でも」が生涯を通じ学び合える多様な生涯学習に取り組み、生きがいや喜びを感じる社会教育の充実を図ります。中でも、英会話、郷土学習など本町独自の取り組みである「人づくり推進事業」を継続して人材育成を進めるとともに、町民文化祭、町民音楽祭等を開催し、町民の文化の意識の高揚と情操教育の充実を図ります。

また、「生涯学習のつどい」や「いきいき大学」「自治公民館指定活動」などを通じて、子供から大人までが「ともに学び、ともに実践する」地域教育、家庭教育の醸成を図ります。

青少年の健全育成の充実について。

青少年の健やかな成長については、社会環境の健全化などの活動を積極的に推進します。また、児童・生徒の安全対策においては、学校内における安全指導、安全管理の一層の推進と、地域社会においては「地域の子供は地域で守り育てる」を共通の課題として掲げ、各種関係団体との連携を図り、子供たちの登下校及び日常生活の安全確保に積極的に取り組んで

まいります。

また、いじめ、不登校、体罰、虐待、家庭内暴力など、幼児や児童・生徒に対する問題事案が社会問題になっていることに鑑み、「波佐見町子育て5カ条」を基本に、家庭教育講演会などを通じて、家庭、学校、地域の教育力を高め、それぞれが連携、一体となって子供たちを守り、育む環境づくりに努めます。

生涯スポーツの推進について。

幼児から高齢者まで、それぞれの年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進を図るとともに、町民相互の親和、親睦や交流の場づくりに努めます。また、体育協会やスポーツ少年団等、関係団体の組織充実を図り、スポーツ指導者の育成をはじめ、九州、全国大会への出場支援等を充実し、競技力向上に努めます。

さらに、「社会体育施設の計画的な改修」を進めるとともに、「町一周駅伝大会」などの実施により、地域の一体感を養い、町民の総親和や地域活性化を進めます。

(2) 文化・芸術の推進。

地域文化・芸術の継承と創造について。

本町に内在する貴重な文化財の保存、研究の場として、また、子供たちや町民皆さんが見て、触れて学び、郷土の歴史・文化を学べる施設として、そして内外に広く波佐見の歴史・文化を公開し、町内外の交流の拠点として「歴史文化交流館（仮称）」の整備計画を進め、「波佐見町の文化の継承と創造」に努めます。

(3) 人権教育の推進。

価値観が多様化する現代社会では、町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別なく人格と個性を尊重し合える共生社会の実現と、人権尊重思想の普及高揚のための広報活動や人権擁護委員による人権相談の開設、それに児童・生徒に対する人権教育など、今後も人権擁護活動に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進について。

第2次波佐見町男女共同参画計画に基づき、男女が平等でお互いの人権が尊重される社会の実現に向け、特に、男性の意識改革や相互理解が深まる取り組みを行います。

5、安心・安全なまちづくり。

(1) 安全対策の充実。

交通体系の整備について。

平成24年度から開始した「予約制乗合タクシー事業」について、利便性を向上させるため、一部路線変更や増便、停留所の増加などの見直しや「予約制乗合交通」と名称も変更し、路線バスとタクシーとの3層での交通システムの連携確立を図ります。

県道の整備については、本町道路網の骨格を成す最も重要な幹線道路であり、県への要望を行いながら重点的に取り組んでまいります。

九州新幹線長崎ルートで最寄り駅となる嬉野駅への交通アクセスとして、主要地方道佐世保嬉野線の上永尾バス停付近から嬉野方面への約1キロについても、交通安全の確保を図るための改良工事が進められています。

一般県道波佐見山内線野々川工区は、境野付近の部分改良等が計画されています。

町道については、町の振興実施計画に基づき計画的に整備を進め、町道南部線（志折工区）の波佐見温泉から志折交差点までは、平成29年度に引き続き進めてまいります。

今後、橋梁などの道路施設の計画的な点検を行い、老朽化に係る必要な措置を実施し、大規模修繕や更新等は、年次計画により橋梁修繕や定期点検を行うことにしています。

安全対策の充実について。

交通安全に関しては、平成28年からの第10次交通安全計画に基づき、高齢者の事故防止を含め、引き続き警察と関係機関団体と連携し、交通安全思想の普及徹底を図り、交通事故のなり明るい社会を目指します。また、交通安全施設も危険箇所の点検や道路整備にあわせ、地元の要望等を踏まえながら整備を進めます。

犯罪防止につきましては、空き巣等の犯罪や高齢者等を狙った特殊詐欺の被害防止のため、警察との連携を強固にし、さらに地域ぐるみの対応が不可欠であり、「安全・安心まちづくり推進条例」の基本理念に沿って、犯罪のない社会の実現に努めてまいります。

非常備消防では、消防団活動のさらなる拡充を図るため、実働団員の確保に努めるとともに、年次計画による施設・設備の整備と防火体制の強化、さらに常備消防との連携を図った訓練等を実施し、災害のない、災害に強い「安心して暮らせるまちづくり」を推進してまいります。

防災対策では、自主防災組織との連携強化について継続して研究してまいります。

（2）情報社会の充実。

情報基盤・電子自治体の推進について。

マイナンバーカードの普及は、運用が開始された平成28年以降、6%程度にとどまってお

り、今後も国の方向性を見きわめ、情報共有、伝達関係のシステム強化対策を講じていきます。

また、町からの情報発信においても、平成29年度に更新するホームページの充実と合わせ、防災行政無線と自治会有線放送システムのあり方について研究をいたします。

6、人が交わるまちづくり。

観光の推進について。

観光協会を中心に、関係団体が団結して観光客誘客のためのもろもろの施策を展開した成果として、平成29年の本町の観光交流人口は念願の100万人をほぼ達成したと見込まれます。今後は、体験型観光事業「とうのう」の磨き上げをはじめ、「地方創生推進交付金」を活用した二次交通対策として、昨年度に引き続き、有田一波佐見間の乗合タクシー運行や町内を周遊する観光タクシー事業、航空会社と連携したPR事業、観光ガイド育成など、受け入れ環境の向上やPRを図り、より一層の観光人口拡大に努めるとともに、滞在型観光にも力を入れ、収益性や消費額のアップを図り、観光を通じて地域ブランドの確立を目指します。

国際交流・地域間交流の推進について。

韓国、康津郡や大阪、枚方市など、国内外の友好都市や交流宣言都市などとの交流を深めるとともに、「波佐見町人づくり・まちづくり事業」により、個人や団体等が実施する国内・国際交流事業を積極的に支援し、個性豊かで優れた人材の育成を図ります。

定住の促進について。

「波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人を育て、産業振興による雇用を創出し、さらに子育て環境の向上を図ることにより、波佐見町に住みたくなるまちづくりに努めます。

空き家バンクや空き工房バンクなどの支援と定住奨励支援策を継続し、新たに若年層のIターンやJターン支援策を講じて、移住・定住の促進を図ります。

7、健全で効率的なまちづくり。

(1) 効率的・効果的な行財政運営。

子育て支援や障害者支援など政策的要因による扶助費の増加や複雑多様化する行政事務に対応するための電算管理費の膨張などで一般財源が圧迫され、基金からの繰入金で財源不足を賄う予算編成となっていますが、日々変化し、多様化する行政ニーズに対応するために、効率的で効果的な行財政運営を行います。

また、「ふるさと納税寄附金」については、平成30年2月末で約4億8,000万円となっており、さらなる寄附金の増額を目指し、積極的な取り組みを展開し、町を元気にする事業などふるさとづくりに資する事業の財源確保に努めます。

以上が、平成30年度の施策の概要であります。

次に、今回上程しております議案について、まず、議案第1号から議案第7号までの平成30年度各会計予算について御説明いたします。

一般会計。

平成30年度一般会計予算については、その総額を前年度比6億7,200万円増の66億9,100万円としています。11.2%の大幅増の要因は、ふるさとづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税を5億円と見込んだことによるものです。

歳入の主なもので、町税は、税目ごとの増減はありますが、前年度並みの12億6,732万3,000円としております。

地方譲与税、交付金等の各種交付金は、平成29年度決算見込み額等に国が示した地方財政計画を考慮し算定しています。

地方交付税は、国の地方財政計画でその総額は2.0%、約3,200億円が減額されましたが、普通交付税は本町独自の要素を加味して前年度並みと見込み、特別交付税も含めて、前年度と同額の17億5,000万円としています。

国・県支出金については、各種事務事業の事業費に対する所定の率や額により算定して、6,303万1,000円減の15億5,314万7,000円としています。

寄附金は、ふるさと納税の現状を勘案したことから、4億6,700万円増の総額5億2,400万3,000円と見込んでいます。

財源不足に伴う繰入金は、財源調整のために財政調整基金を含め、各種基金から総額3億3,440万円を繰り入れることとしています。このうち、ふるさとづくり応援基金からは1億2,100万円を繰り入れて、寄附者の意向に沿って、波佐見町独自で取り組むまちづくりの各種事業に活用することとしています。

町債では、普通交付税の振替財源として、臨時財政対策債を1億8,000万円のほか、交付税措置があるものを優先に、総額で5億5,500万円を計上しています。

次に、歳出の主なものを款別で申しますと、総務費では、一般管理費や電算管理費、ふるさと納税管理費、定住促進事業費、徴税費などで総額11億3,968万8,000円とし、そのうち旧

中央小学校講堂兼公会堂改修費として5,992万3,000円を計上し、5月末完成を目指します。

民生費では、老人福祉費2億7,211万円や障害者福祉費4億5,608万2,000円、児童手当や認定こども園などの児童措置費9億2,625万4,000円など合計22億7,524万円を計上しています。

衛生費では、予防接種委託料及びがんや健康診査委託料、そのほか清掃費など合計3億3,805万6,000円を計上しています。なお、東彼地区保健福祉組合への負担金は、民生費經常分も含め総額1億8,382万円となっています。

農林水産事業費では、各種農業振興策をはじめ有害鳥獣対策、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業などに加え、本格化する駄野地区基盤整備事業の負担金2,600万円を含む2億3,755万4,000円を計上しています。

商工費では、窯業人材育成等産地支援や陶器まつり60周年記念事業補助などの商工振興費や観光費のほか、多様化する消費者行政に対応するための消費者行政推進費など2億9,445万円を計上しています。

土木費では、道路橋梁改良及び維持補修費、都市計画費、住宅費など8億1,646万4,000円を計上しています。そのうち西ノ原区画整理事業費は3億1,908万3,000円を計上しています。

消防費では、広域消防委託料や消防団経費、消防ポンプ車購入費など2億3,692万2,000円を計上しています。

教育費では、総額で5億6,861万8,000円を計上しています。東小プール改築のほか、総合文化会館や中央小教室などの大規模な改修工事も予定しています。

公債費は、過去の大型事業分の償還が徐々に完了し、前年度より約2,400万円少ない6億4,478万1,000円となっています。

以上が歳出の主なものであり、そのほかに通常年度の経費を経済状況を考慮し、所要の経費を計上しています。

次に、国民健康保険事業特別会計。

国民健康保険の事業運営は、高齢者や低所得者が多く加入していること、少子高齢化の伸展、被保険者構成の変化、医療技術の高度化等による高額医療費の増加により厳しい財政状況が続き、不安定な運営を強いられています。このような状況の中、これまでの施策と合わせ、医療費の中で大きな割合を占める生活習慣病の予防のための保険事業に積極的に取り組むなど、医療費の伸びを抑制するための事業を進めてまいります。

また、負担の公平性を確保し、県内トップの徴収率の維持・向上を図るために、適正かつ積極的に滞納処分を行い、さらなる収納率向上を図るよう努力します。

今年度から都道府県化に伴い、それを反映させた予算計上を行っています。歳出では、保険給付費、保険事業費等で11億7,688万8,000円を見込み、県への納付金3億7,941万円を合わせて計上しています。歳入では、国からの補助金が県支出金として一括交付されることになり、4億5,344万5,000円を見込んでいます。

一般会計繰入金等については示された基準で算定しています。

保険料の算定につきましては、医療費その他の歳出総額から県からの支出金等を控除した2億9,831万円を計上し、予算の総額を15億6,000万円といたしております。

後期高齢者医療特別会計。

長崎県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の決定や保険給付費等、適切な運営を行っています。

広域連合が積算した事業量等により予算計上しており、広域連合納付金1億5,663万3,000円の財源として、保険料9,698万6,000円、一般会計からの繰入金6,031万3,000円を見込み、予算の総額を1億6,200万円としています。

次に、介護保険事業特別会計。

要介護認定者の増加に伴い、居宅介護サービスを中心に利用者が年々増えてきており、介護保険給付費が増大しています。今年度は、新たに策定した第7期介護保険事業計画の最初の年となります。策定された介護保険料基準額及び直近の介護保険給付実績等に基づき、介護保険料及び介護保険給付費を計上しています。

歳入においては、介護保険料及び介護保険給付費をもとに算出した国・県支出金及び支払基金交付金、繰入金等を見込み、歳出では、介護保険給付費11億9,000万円、介護予防日常生活支援総合事業を含めた地域支援事業費に9,466万円その他を計上し、予算の総額を12億9,700万円としています。

次に、公共下水道事業特別会計。

前年度に引き続き、稗木場地区の整備を行うとともに、事業計画変更により拡大された区域の調査、測量等を行います。歳入では、国庫補助金2,000万円、一般会計繰入金1億9,550万円、下水道事業債2,700万円、使用料及び手数料8,059万2,000円等を計上しています。

歳出では、一般管理費をはじめ、管渠、処理場管理費、汚水管渠工事費、起債償還等を計

上し、予算の総額を3億3,280万円としています。

上水道事業会計。

給水戸数5,860件、年間給水量128万立方メートルを予定しており、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、引き続き、老朽施設の更新及び道路改良工事に伴う配水管の布設がえ工事等を計画しています。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で2億8,614万2,000円、支出は2億7,797万8,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は、収入で3,200万円、支出は1億4,864万4,000円としており、収入の不足額1億1,664万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしています。

工業用水道事業会計。

工業用水道事業会計については、企業に対し安定供給に努めるとともに、効率的な事業経営に努めます。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で1,448万5,000円、支出で1,397万7,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は収入で950万円、支出で933万6,000円としています。

次に、その他の議案について説明します。

議案第8号 専決第1号 平成29年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについては、ふるさと応援寄附金が、12月に入り急激に増額したために、それに伴う返礼品や事務費等が多額となり、緊急に措置する必要性が生じたために、平成30年1月5日付で専決処分をしたので、承認を求めるものであります。

今回、3億7,000万円を追加し、予算の総額を63億8,350万円とし、あわせて工事発注の平準化を図る観点から、3,000万円を限度とする道路改良事業の債務負担行為の追加を行っております。

議案第9号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）は、国・県補助事業の交付決定や確定に基づくもののほか、町営工業団地特別会計を精算するための処置を行っております。

一般財源である町税の増のほか、事業費の増減に合わせて、その財源となる国・県支出金や町債などの特定財源の増減と財政調整基金繰入金金の減額調整により、今回、7,500万円を減額し、補正後の予算総額を63億850万円としています。

なお、町営工業団地特別会計清算に伴う繰出金の財源として、減債基金から繰入金9,344

万3,000円を計上しています。

その他、継続費、債務負担行為、地方債も決算を見込んでの補正を行っています。

また、不測の理由で年度内完了が見込めない事業については、繰越明許費として西ノ原土地区画整理事業など4事業分、8,891万円を計上しています。

議案第10号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、実績を見込み、歳入では、県支出金、基金繰入金の増額及び共同事業交付金等の減額が主なもので、歳出では、保険給付費及び過年度国庫支出金返還金の増額及び共同事業支出金、予備費の減額等が主なもので、今回、3,570万円を減額し、補正後の予算総額を19億5,000万円としています。

議案第11号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込み、歳入では、国・県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金の減額、歳出では、保険給付費及び地域支援事業費の減額が主なものであり、今回、6,150万円を減額し、補正後の予算総額を12億7,613万円としています。

議案第12号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、実績を見込み、歳入では、一般会計繰入金の減額で、歳出では、管渠建設費の減額が主なものであり、今回、477万6,000円を減額し、補正後の予算総額を3億2,930万5,000円としています。

議案第13号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、町営工業団地の完売に伴う町営工業団地整備事業特別会計の精算を目的として、起債の一括繰上償還を行うために、一般会計からの繰入金9,344万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を2億6,371万6,000円としています。

議案第14号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）は、決算を見込み、収益的収入及び支出で、水道料金等の増により558万2,000円を追加し、収入総額を2億9,110万1,000円とし、支出では、営業費用26万5,000円を減額し、支出総額を2億7,685万1,000円としています。

議案第15号 波佐見町居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例については、これまで都道府県が所管していた指定居宅介護事業者の指定権限が市町村に移管されることに伴い、これらの基準を定めるために本条例を定めるものであります。

議案第16号 波佐見町環境保全条例については、町民の健康、安全、快適生活を確保するため本条例を制定するものであります。

議案第17号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の懲戒処分に伴い、町長及び副町長の給与を減額するため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 波佐見町特別会計条例の一部を改正する条例については、波佐見町営工業団地整備事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、住所地特例の見直しに係る関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例については、第7期介護保険事業計画による保険料の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 波佐見町都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園法及び同施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号から議案第29号までの6件の波佐見町道路線の認定については、新たに町道の認定を求めるものであります。

議案第30号 指定管理者の指定については、波佐見町陶芸の里伝習館を地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、現在、中尾郷自治会に指定していますが、平成30年3月31日に期限が切れることから、引き続き指定申請がありましたので、指定を行うものであります。

議案第31号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任については、野々川郷の村瀬廣澄氏が3月31日付をもって任期満了となりますので、その後任として、湯無田郷の浦野正規氏を選任したく提案するものであります。なお、村瀬廣澄氏は平成21年4月1日から9年間、委員として御尽力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

以上で、町政運営並びに本日提案いたしました議案要旨の説明を終わりますが、詳細については議案審議の折、御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 発議第1号

日程第4. 発議第1号 「官製談合再発防止に関する決議」についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

発議第1号

平成30年3月6日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 太田一彦

賛成者 波佐見町議会議員 尾上和孝

賛成者 波佐見町議会議員 中尾尊行

賛成者 波佐見町議会議員 百武辰美

官製談合再発防止に関する決議について

標記について、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由。

官製談合防止法違反に伴う事件の原因究明と再発防止を図るため。

別紙をごらんください。

別紙

官製談合再発防止に関する決議（案）

平成29年12月9日、本町職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、いわゆる官製談合防止法違反容疑で逮捕された。町民の奉仕者であるべき職員が、自らの立場を利用して特定の業者に便宜を図り、その見返りに飲食の負担や贈答品等を受けるといった事件を起こしたことは、公務の公平性を甚だしく損なわせるとともに、町政に対する町民の信頼を著しく失望させたものであり、本町に与えた影響は計り知れない。

今回の不祥事が発生した最大の原因としては、元職員の公務員としての倫理意識の欠如が考えられるが、こうした事態を未然に防ぐことができなかった組織及び業務体制等が抱える問題点等について検証を行い、その改善に取り組む必要もある。

事件の原因究明と再発防止策を早急にとりまとめ、一日も早い信頼回復が成されるよう強く求める。

以上、決議する。

平成30年3月6日

波佐見町議会

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号 官製談合再発防止に関する決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 29請願第2号

日程第5. 29請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書提出についての請願を議題とします。

付託しておりました総務文教委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

百武辰美議員。

○総務文教委員長（百武辰美君）

それでは委員会報告をします。

平成30年2月28日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

総務文教委員会

委員長 百武辰美

委員会報告書

本委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

整理番号、29請願第2号。

付託年月日、平成29年9月11日。

件名、「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書提出についての請願であります。

審査の結果は不採択であります。

別紙をお願いいたします。

付託事件審査報告書

さきに総務文教委員会に付託されておりました29請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書の提出についての請願の審査結果

を報告いたします。

本請願は、平成29年第3回波佐見町議会定例会において総務文教委員会に付託されたものであります。

請願の趣旨は、世界には約1万5,000発もの核兵器があり、それを再び使わせないためには、法的に禁止し、一発残らずなくすしかない。核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2の122カ国の賛成という圧倒的多数の賛同を得て採択されたが、条約の交渉に核保有国や日本など、その同盟国は参加しなかった。各国政府の核兵器禁止条約への姿勢が問われている中、唯一の戦争被爆国である日本は、本来ならば先頭に立ち、核兵器禁止条約締結に向け努力すべきところを欠席したことで、国内はもとより世界諸国から多くの失望の声が聞かれた。

核兵器禁止条約に参加し、条約を批准することは、被爆国民そして被爆県民の切なる願いでもあり、地方自治法第99条に基づき、日本政府に核兵器条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう意見書を政府へ提出していただきたいというものであります。

委員会では、平成29年10月6日、11月15日及び12月19日の計3回の審査を行いました。

10月6日に、請願者で東彼民主商工会の朽原明浩事務局長から請願の趣旨を説明及び紹介議員の三石孝議員に補足説明を受けた後、審査に入りました。

各委員からは、核兵器禁止条約に関することや東彼民主商工会について、また、郡内の各議会への働きかけの経過などについてなどの質疑がありました。

条約参加の必要性については、委員各個人において理解をしているものの、条約の内容や日本政府並びにアメリカなど核保有国の対応に関する事など、今後、調査をしなければならぬ事項も多いとの意見が大勢を占めたため、継続して審査することにしました。

11月15日は、引き続き審査を行いました。核兵器禁止状況を取り巻く環境も、前回の委員会の開催時とは異なり、ICANのノーベル平和賞受賞などで国民の関心も高まってはきておりました。

被爆県民として、核兵器のない世界の実現は委員全員の願いであり、核兵器禁止条約の重要さも理解はしております。意見書の提出について、他市町の議会の対応もまちまちであり、波佐見町議会としての本意見書の提出にさまざまな考えが各委員から出されましたが、審査不足も否めないため、再度、継続して審査することにしました。

12月19日には、これまでの2回の審査内容を確認し、審査を行いました。被爆県民としても、核兵器のない世界の実現は委員全員の願いであります。また、核兵器禁止条約の採択ま

での各種団体の活動に敬意を表し、条約参加の必要性については、委員各個人においても理解をしております。

一方、12月のニューヨークの国連総会本会議において、日本がアメリカを含む77カ国の共同提案国を代表して提出した核兵器廃絶決議案が賛成多数で採択されました。日本政府、各団体、各個人において取り組む手段は異なるが、核兵器廃絶に向けた努力をされております。

そのような状況の中、波佐見町議会としての対応について審査を行いました。委員それぞれの政治信条によりさまざまな意見が出され、活発な討議を行い、全体的には以下のような意見でありました。

核兵器廃絶は住民の願いであり、核兵器禁止条約の採択は、核兵器廃絶に向けた大きな一歩であると理解するものである。また、本請願の内容は、広く社会一般の福祉と安全に関係があり、かつ住民の関心は高いものである。しかし、外交に関すること及び町村の権限外の事項としても考えられるため、慎重な取り扱いが必要である。

採決の結果、29請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書提出についての請願は、全会一致で不採択とするべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（今井泰照君）

これから、総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

被爆県でありまして、なかなか非常に難しい問題でありますけど、他市町村の対応がまちまちでいうことで、外交的に非常に町村としての権限がないということで、他市町の対応がわかればお伝えをいただきます。

○議長（今井泰照君） 百武委員長。

○総務文教委員長（百武辰美君）

県内各ところまでは把握をしておりますが、長崎市は議会としても出されると思います。あと、各市町については、採択をされているところもあります。郡内については、多分、東彼杵町は意見書を提出されたと思いますが、その他の市町については詳細までは把握をして

おりません。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、29請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書提出についての請願に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定です。

請願に賛成者の発言を許します。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

私は、29請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書の提出についての請願に対して、賛成の立場から発言させていただきます。

この請願は、昨年7月7日、国連が核兵器禁止条約の制定を行いました。それに伴い、日本政府に条約の批准を求める意見書の提出を求めるものでございます。

この条約は、ここに書かれているように、請願が求めてあるように、核兵器禁止条約は核兵器をつくったり、持ったり、使ったり、使おうとおどしたりすることを全て禁止しております。唯一の戦争被爆国である日本は、本来ならば先頭に立ち、核兵器禁止条約の締結に向けて努力すべきであるところを、決定に当たっては欠席をしておりますし、国内はもとより禁止条約の締結に向けて努力すべきところを多くの諸国からも失望の声が出されている状況でございます。

長崎市の市長でございます田上市長は、8月9日の平和式典で、核兵器禁止条約の採択に向けて、被爆者が長年積み重ねてきた努力がようやく形になった瞬間でしたと強く強調されてます。このようなことが、我が国、また、我が県では起こっております。

こういう唯一の被爆国、被爆県である長崎県では、御存じのとおり、原爆資料館というのがございます。ここは、各学校の中においても、平和教育の中で利用されているところでご

ざいます。昨年1年間では、約68万4,176人が来館されており、小学校では1,349校、中学校では521校、高校では381校が来館されて平和教育を受けていらっしゃいます。子供たちの最大の関心は、戦争がよくないことであって、怖いことであって、人類破滅の行為であると。特に、資料館では、その中身を見て、原爆は怖いと、こういう感想が一番多いということを経験された事務局の方がおっしゃっております。

その後、ICANのノーベル賞の受賞もあり、2018年1月25日調べでは、全国で174議会がこの政府に対する意見書を議決しております。川棚町では、7月7日の条約制定以前に、参加するよう議会の議決を行っており、東彼杵町では条約の批准について意見書を提出されている状況でございます。

我々波佐見町もこの意見書提出という請願の中身、事の本質に背を向けることなく、皆さん方議員さんもお考えいただき、御判断いただき、将来の平和な社会構築に政治家の一人として本請願の採択に賛同していただきますようお願い申し上げ、賛成の立場として討論を終わります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

次に、賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、29請願第2号「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書提出についての請願の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものと決定です。29請願第2号「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批准するよう」求める意見書提出についての請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手少数であります。したがって、29請願第2号は不採択することに決定しました。

日程第6 議案第17号

○議長（今井泰照君）

日程第6．議案第17号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第17号について説明をいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月6日提出。

提案理由でございますが、一般職の職員の懲戒処分に伴い改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

4、平成30年3月に支給する町長の給与月額、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

5、平成30年3月に支給する副町長の給与月額、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附則、この条例は交付の日から施行する。

今回の改正でございますが、さきの懲戒処分に伴いまして、町長、副町長の給与を減額する処分を行うということを公表されておりますので、そのことを条例に反映をさせたものでございまして、条例の改正の要領としましては、条例の本文は改正ございませんので、改正附則に2項を追加をいたしまして、30年3月に限定をした給与の減額をするというものでございます。

この改正条例によりまして、町長の給料は月額70万円でございますが、20%減額をして56万円、副町長の給料月額につきましては、57万5,000円でございますので、10%減額して51

万7,500円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第8号 専決第1号でございますが、平成29年度波佐見町の一般会計補正予算（第7号）について、平成30年1月5日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、その承認を求めるものでございます。

まず、歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれに3億7,000万円を追加し、その総額を63億8,350万円とするものでございます。

それから、債務負担の補正でございますが、債務負担の追加は第2表債務負担行為補正に

よるものでございます。これは、12月のふるさと納税の急増に対応するためと、それから公共事業の発注の平準化のために補正を行ったものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、第2表、債務負担行為の補正でございますが、追加といたしまして、道路改良及び舗装事業につきまして、平成30年度に限度額3,000万円の債務負担行為を行っております。

次に、7ページをお願いいたします。

まず、歳入の16款、1項、2目。ふるさとづくり応援寄附金でございますが、これは12月の急増によりまして、歳入の補正を3億7,000万円、合計の4億7,388万7,000円といたしております。

次に8ページをお願いいたします。歳出でございます。

歳出、2款、1項、15目。ふるさと納税管理費でございますが、先ほど申し上げました3億7,000万円の歳入に対し、それぞれの必要経費を振り分けております。これで補正額は3億7,000万円、補正後の金額は4億7,390万8,000円となっております。それぞれの経費につきましては、右の節に計上しているとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほう、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時42分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第9号

○議長（今井泰照君）

日程第8. 議案第9号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第9号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）について御説明をいたします。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ7,500万円を減額して、総額を63億850万円とします。

継続費の補正につきましては、第2表によります。

それから、繰越明許費でございますけれども、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表の繰越明許費によります。

債務負担の補正につきましては、第4表によります。

地方債の補正につきましても、第5表によります。

今回の補正は、各種事務事業の実績を見込んだ補正のほか、町営工業団地整備事業特別会計を精算するための措置を行っております。

6ページをお願いいたします。

第2表、継続費の補正でございます。変更といたしまして、2款、1項の旧公会堂耐震補強修復事業につきまして、総額を1億8,174万7,000円の額に補正をいたしております。これは、全体事業費が入札減等により減額見込みであることから、最終年度であります平成30年度において減額調整をするものでございます。

第3表の繰越明許費でございます。これら4事業につきましては、不測の理由によりまし

て年度内の完了が困難となったために、次年度に繰越明許費として措置するものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますけれども、8ページから9ページには追加として4件、それから10ページから12ページにかけまして変更の3件、それから13ページに廃止の1件を計上しております。中身については省略をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第5表の地方債の補正でございます。変更でございます。地方債の起債の対象となります事業費の減や、あるいは充当率の変更に伴いまして、五つの事業について限度額の補正を行っております。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

続いて、歳入の17から18ページをお願いいたします。

17ページの固定資産税及び18ページの軽自動車税につきましては、徴収実績による増額となっております。

次に、21ページをお願いいたします。

21ページから27ページの13款、国庫支出金及び14款の県支出金につきましては、各事業費に所定の率及び額で交付されますこれら国庫支出金、県支出金の実績見込みにより増減をさせていただきます。

なお、26ページの14款、2項、8目の農地等災害復旧事業費の1,983万円でございますけれども、これは平成28年度に補助金割り当てを受けずに実施しました工事、いわゆる施越事業に対しまして、平成29年度に交付決定を受けて交付されるものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

16款、1項、3目、商工費寄附金のうち商工費寄附金で、競艇事業協力寄附金が200万の減となっておりますが、これは近隣市町へ同型施設の展開によりまして減少が見込まれるものでございます。

次のページをお願いいたします。

17款、1目の財政調整基金繰入金4,400万の減額でございますが、これは全ての歳入歳出によります財源調整でございますが、今回は4,400万円を減額させていただきます。

それから、4目、ふるさと創生基金繰入金につきましては、企業関係の奨励費、それから講堂の事業費等につきまして、若干繰入金の組み替えを行っておりますので、350万円の減

とさせていただきます。

9目. 減債基金繰入金でございますが、これは町営工業団地に係ります起債の一括償還を予定しておりますので、その特別会計の繰入金の原資といたしまして9,344万3,000円を繰り入れるように予定をしております。

それから、10目のふるさとづくり応援基金繰入金でございますけれども、これは平成28年度におきまして、クラウドファンディングやあるいは指定寄附として積み立てておりました旧講堂の改修事業に係ります寄附金、これらを今回の財源として繰り入れるものでございます。

続いて33ページをお願いいたします。

14ページの第5表でも御説明しましたとおり、起債の対象となります事業費に連動して、それぞれの起債の増減を行っております。

以下、歳出につきましては、担当課長が御説明をいたします。

まずは、企画財政課分で御説明をいたします。

35ページ、36ページをお願いいたします。

35ページの2款、1項、3目. 財政管理費の中で、13節. 委託料177万6,000円減額いたしておりますが、財務諸表作成業務委託料、これは委託を予定しておりましたが、できるだけ自力で作成してみようということで、今回、不用額として減額しております。

それから、次のページの15目. ふるさと納税管理費ですが、ふるさと納税事務委託料とそれから掲載サイト及びシステム委託料におきまして、1,695万6,000円の事業費の組み替えをいたしております。これは、ポータルサイトの利用料について、納税事務の一端として計上させていただいておりましたが、実際にはシステムの利用にかかわるものということで、この13節、14節の組み替えをさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

2款、1項、17目. 地域づくり事業費で、補正額952万6,000円の減額をいたしておりますが、これは今年度採用計画をしておりました新規の地域おこし協力隊が採用できなかったということで、それらにかかわる経費について減額するものでございます。

以上、企画財政課分について御説明をいたしました。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

続きまして、総務課関係の主要な項目について説明をいたします。

予算書は36ページをお願いいたします。

2款、1項、13目。電算管理費の中で、14節。電算機及びソフトウェアリース料を330万6,000円減額をいたしておりますが、これは入札による減額のものでございます。これも、当初予算で債務負担行為に計上いたしておりましたので、この分については、債務負担行為の変更並びに廃止を行っているものでございます。

また、この中には、入札によるものの減と、もう一つは基幹系のネットワークのシステムを予定をいたしておりましたが、この部分につきましては、職員の情報端末機を29年度で更新をいたしておりますが、その中で、使えるパソコンについては使える時間使うということで、基幹系のネットワークに充当をするということで、この分については執行をしないということで減額をいたしております。

次に、14目。地域情報化管理費の14節でございますが、こちら職員情報端末リース料として119万9,000円の減額をいたしておりますが、ここも入札による減額でございます。債務負担行為も同様に変更をいたしております。

次に、41ページをお願いをいたします。

総務課関係では、総務費、2款、4項、3目。衆議院議員選挙費でございますが、昨年度行われました衆議院議員選挙費の県からの交付額が委託金が決定をいたしておりますので、その決定によります諸支出の補正を行っております。

総務課関係は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、住民福祉課関係の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、40ページをお願いいたします。

2款、3項、1目。戸籍住民基本台帳費、13節。委託料でございますが、これは個人番号・通知カード発行業務委託料で274万6,000円の減額といたしております。これは、現年度におきまして、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISへの委託料が不用になったための減額でございます。

続きまして、43ページをお願いします。

3款、1項、3目の障害者福祉費、20節。扶助費でございますけれども、ここの一番下の

介護給付費としておりますが、居宅介護と同行援護でございますけれども、230万2,000円の増額としております。

次のページの一番上ですが、同じく介護給付費、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援でございますが、これに529万5,000円増額とさせていただいております。これは、いずれもことしの1月末現在の実績から現計予算で不足が見込まれたために増額をしております。

次の6目、臨時福祉給付費、19節、負担金、補助及び交付金で、臨時福祉給付金300万円の減額としておりますが、これは昨年4月20日から8月末までの間、臨時福祉給付金の申請受付及び給付を行ってまいりましたけれども、その実績によりまして不用額を減額するものでございます。

次のページ、45ページをお願いします。

3款、2項、1目、児童福祉総務費、19節、負担金、補助及び交付金で、一番上の認定こども園の特別支援教育事業費補助金、ここで548万5,000円を減額といたしております。これは、認定こども園の1号認定の子供の中で、障害児保育を行う場合に、障害児一人につき一月6万5,300円の補助を行うものでありますけれども、当初二つのこども園で14人の障害児を見込んでおりましてけれども、実績見込みでは半分の7名に減ったことによるものでございます。

それから、2目、児童措置費、13節、委託料、私立保育所施設型給付委託費、ここで348万円の増額、その下の20節、扶助費、認定こども園（1号）施設型給付費で、1,319万4,000円の増額、その下、同じく認定こども園の（2号、3号）施設型給付費では、190万3,200円の減額といたしております。この三つにつきましては、各保育園あるいはこども園に対する運営費の委託料あるいは補助金でございますが、9月の補正時の実績見込みの折に積算方法をちょっと誤っていたことから、全体で約1,420万円ほど不足が生じていたわけでございます。さらに、1号認定の子供の入所実績が9月補正時の見込みを上回ってきたために、最終的には全体で1,470万円ほどの不足となりましたことから、それぞれに増額あるいは減額の補正を行っているものでございます。

その下の児童手当717万円の減としておりますが、これは実績見込みに伴う事業費の減額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の補正の主なものを御説明をいたします。

48ページをお願いいたします。

6款、1項、3目、農業振興費の中の19節、その中の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金でございます。これはワイヤーメッシュの設置事業でございます。当初、5,000メートルの500万を計上いたしておりましたけれども、実績が1,685メートルという結果でございますので、不足額の減額ということになっております。

それから、下の5目、土地改良費の19節、県営土地改良事業費負担金の駄野地区の基盤整備事業でございます。その下の県営石原地区自然災害防止事業費負担金、この二つにつきましては、いずれも事業費の減によるものでございます。

それから、次のページをお願いします。49ページでございます。

6目、水田農業対策費の19節でございます。その中の一番下の農地集積協力事業費補助金でございます。これは893万9,000円の増でございますが、これは機構を通じて農地の貸借を進めておりますけれども、最終的に各種協力金が決定をしたということで、その不足額893万9,000円の補正でございます。

それから、その下の11目、多面的機能支払交付金事業費でございます。19節のところですが、多面的交付金、共同活動と長寿命化、二つありますが、これも事業実績見込みによる減額でございます。353万5,000円の減と308万9,000円の減でございます。これは当初、事業実施を見込んでいた地区が事業を見送られたという経緯がございまして、今回、減額するものでございます。

農林課からは以上でございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

続きまして、商工振興課関係の主なものを説明いたします。

36ページをお願いいたします。

2款、1項、8目、諸費、13節、委託料ですけれども、87万円計上してはおりますけれども、平成30年度から大幅に見直しをします乗合交通の停留所の全箇所リニューアルするための費用として計上いたしております。

次に、52ページをお願いいたします。

7款、1項、2目。商工振興費の19節。めし碗グランプリ開催補助金40万円の減額ですけれども、これについては開催をされなかったために減額しているものであります。

同じく5目。企業誘致推進費の19節。企業誘致奨励金の200万円の減額については、空き工場の利活用奨励金を当初、1件の500万の上限で計上しておりましたが、実績により、そこまで行きませんでしたので、200万円を減額するものであります。

あと、同じく、28節。繰出金ですけれども、先ほどから話があつてますとおり、工業団地のほうの残額を一括償還するために繰り出しをしているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは、続きまして、建設課関係について御説明を申し上げます。

55ページをお開きください。

8款、2項、2目。道路橋梁維持費についてですけれども、13節の委託料につきましても、橋梁の修繕実施設計業務について、実績によりまして150万9,000円を減額しています。

15節の工事請負費につきましても、これは社会資本整備総合交付金事業によるものですが、この割り当ての減額がございまして、実績によって1,507万2,000円を減額しています。

次に3目。道路橋梁改良費の13節。委託料につきましても、測量設計業務委託料と支障物件調査業務委託料につきましても、交付金事業の割り当ての減額ということで、工事費に組み替えを行いました。それぞれ364万1,000円、468万円を減額をしております。

登記委託料につきましても、これは単独でございまして、実績によりまして121万円の減額を行っているところでございます。

17節の公有財産購入費、用地購入費ですけれども、これにつきましても714万5,000円、それから22節の支障物件移転補償につきましても、交付金事業の割り当ての減額に伴って事業が実施できませんでしたので、減額をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。

土地区画整理事業費ですけれども、15節の工事請負費で2,554万5,000円、それから22節の物件の移転補償費ですけれども、5,095万5,000円。これにつきましても、国の割り当ての減額に伴い減額をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。

57ページ、住宅管理費でございますけども、19節の中で3世代同居・近居促進事業費補助金を実績によりまして120万円の減額を行っております。

建設課関係のものにつきましては以上でございます。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

それでは、給食センター関連を御説明いたします。

65ページをお開きください。

10款、6項、1目、管理費、15節、工事請負費に事務室等空調機器取替工事を360万円計上させていただいております。これは、本工事ですけども、事務室、会議室、女子・男子更衣室の空調機と室外機の取替えとなります。これは経年劣化が原因で故障した状態となり、衛生面や調理員の健康への影響が予見されたため、今回、取替工事を行うものであります。

以上が給食センター関連の補正予算であり、平成29年度一般会計予算（第8号）の説明となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

まず最初に、6ページの継続費の補正の件ですけども、30年度の金額が8,121万6,000円から5,992万3,000円というふうな減額というふうなことになってますが、どういう内容でしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは先般の議会の中でも、工事の請負費についての御承認を議会のほうでいただいたところでございますけれども、全体の事業費といたしまして、監理業務の委託料が約830万円、それから工事請負費が約1億7,340万円程度となっておりますので、総額がこの補正後の1億8,174万7,000円となっているところでございます。

28年度、29年度につきましてはこの予算枠の割り当てを行っておりますので、差し引いたところの5,992万3,000円で事業完了が見込めると、今後の大きな変更はないということで減

額をさせていただいているところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

35ページをお願いします。

2款、1項、3目の、説明にありました13節。委託料の財務諸表作成業務委託料を自前でやったというふうにおっしゃいました。これは今後もう自前でできるのか、これまでは何でできなかったのか、その辺のところを教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは、新たな公会計の導入によりまして、今は通常やっております会計処理と別に、この財務諸表4表をつくらなくてはいけないようになっておりまして、どうしても今の人員体制の中ではできなかった、あるいはそういった能力を持ち合わせてなかったことから、委託契約により処理をしてきたところでございます。

ただし、今、少ない人員ではございますけれども、ある程度の理解が進んできたということと、システムについて少し勉強させていただいて、担当者の能力が上がったということで、今年度分の作成については、何とか自力でやろうという職員の意欲でもございますので、そこら辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

ちょっと小さいことで申しわけありませんけど、36ページの2款、8目の防犯灯が50万ほど減となっております、当初予算は200万だったかなと思っておりますけど、これは要望があったということで多分予算を組まれたと思いますけど、この減はどういうことかお答えをお願いします。

それと、38ページをお願いいたします。38ページの2款の18目の19節にあります県婚活サポートセンター負担金、これは負担金ですから30万減となっておりますけど、補正の第3号

で43万超の予算が削られとって、商工会が担うということで説明があったと思いますけど、当然、民間がするのが一番こういうものはいいんでしょうけど、県も人口減少対策としてそういう婚活ということをやっておまして、どういうふうな取り組みが方針としてなされているかお答えをお願いいたします。

そして、最後に、49ページをお願いします。

先ほど説明をしていただきまして、一番上の19節の負担金、補助及び交付金で、集積協力事業ということでかなりの集積があったとっておりますけど、具体的にどういうふうな場所的なこと、面積というのはあったのか御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

36ページ、2款、1項、8目の中で、15節の防犯灯設置工事費を50万減額をいたしておりますが、当初予算では80万計上いたしております。この中身は、自治会から設置の要望、これは設置は新規の設置の部分だけございまして、現に設置をされているものの設置替えについてはこの対象といたしておりませんので、新規の設置要望に関して町が設置をしたというものでございまして、決算見込みで30万程度で足りるということでございますので、50万を減額しているものでございます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

38ページの県の婚活サポートセンター負担金の30万円の減につきましては、議員が御指摘の、さきの補正で東彼商工会の委託について減も行っていると。この委託料とは全く関係ございませんで、いわゆる県が運営しております、公式のお見合いサイトと言っては失礼なんですけども、そういったサイトを運営したり、このセンターを運営するための各負担金を県下の全市町村に求めていたわけでございますけれども、29年度に限ってはもう負担金はゼロということで、その負担金がなくなったということで30万円を減額しているものでございます。

それから、婚活サポートセンターの今後の方針はということでございますけれども、先ほど申しましたお見合いサイトといいますか、そういったものを活用しながら、人口減少が著しい本県において、そういったものを少しでも食い止めようということに対するいろいろな事業といいますか、各市町村間の連携あるいは県の取り組みを進めていくという方針のもと

で活動される予定でございまして、そういったものについても当然、町もいろいろな負担が発生する場合についてははしていくような方針は持っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

49ページの農地集積協力事業費補助金の内容につきましてお答えを申し上げます。

これは、先ほど申しましたように、機構への農地の貸借の実績に応じて、各種協力金が配分をされます。まず、地域に交付をされる地域集積協力金につきましては、13地区84.7ヘクタールが集積をされております。交付金が887万2,800円。それから、各個人に交付をされます経営転換協力金でございます。これは11戸の方に交付をされます。集積面積が3.67ヘクタール、交付金額が127万1,585円。それから、これも個人に交付をされます、耕作者集積協力金、これが6件2.9ヘクタールの集積です。金額が29万4,000円になっております。合計の1,043万9,000円でございますので、当初150万の予算を計上いたしておりましたので、その不足額893万9,000円の増額補正でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

58ページをお願いいたします。

9款、1項、これの2目の中の節が14節と18節になります。トランシーバーの回線使用料の13万と、それと18節の備品購入費56万なんですけど、これ、当初のときに、移動無線の故障が多いということで、このトランシーバー型にかえるということでした。各分団にそれを配分して、大体10台分ぐらいを見込んでいたということでしたが、今回、ちょっとマイナスになってるんで、次の予算のことを言ったらあれなんですけど、次の予算ではまた上がっております。なぜこのときに買わなくて、また来年度予算のほうに入ったんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

当初予算では、一応10台の予定で計上をいたしまして、入札の執行をいたしました。その

結果、110万円程度の予算が54万円程度で済んだということで、その段階で数を購入をすることも可能ではあったんですけども、まず計画といたしまして、新たなトランシーバーのシステムなので、10台を各分団に1台ずつということと本部に必要な部分をとということで、買って来て使ってみて、それがもしうまく稼働をするのであれば、次年度にそれなりの台数、必要な台数を購入しようかということでございましたので、当初の10台の計画は変更せずに今回の補正で落とすと。あとの必要な台数につきましては、新年度で計上をさせていただいてるという状況でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

48ページの6款、1項、3目の農業振興費、19節、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、減額の389万3,000円ですけど、先ほどの御説明では5,000メートルを予定をされて500万上げてたんですけど、実績は1,685。これは実際、新規でのワイヤーメッシュ含めたところの防止対策の計画をされていたんですか。早く言えば、以前、メッシュ柵等をされたところには二重的に設置の要請には応えられないっていう答弁もあってたようなので、新規自体のことを実績として1,685メートルの実績を上げられたんですか。確認です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

48ページの鳥獣被害防止総合対策事業でございますが、議員御指摘のように、これは各地区からの要望に応じて設置をするものでございますが、新規で一応当初5,000メートル、もっと以前は10キロメートルの予算をとっておったんですが、ここ数年大分減ってきて、新規の要望がですね。そういった状況を捉えて、当初は新規で5,000メートルを見とこうということで予算取りをして、最終的には1,685メートルといった結果になったということでございます。なお、以前、新規で設置をいたしておるメッシュにつきましては、耐用年数が14年あるということで、それをまだ今のところ経過をしてないということで、新たに新規では、この事業を使っての設置はできないというようなことになっております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

石峰議員。

○8番（石峰 実君）

45ページの児童措置費のところなんですけども、先ほど委託料も変わったのかどうかですけども、委託料と扶助費の中で、保育所、認定こども園等の措置費の誤り、単価の誤りとおっしゃいましたが、ここの算定の仕方、変わった段階で単価あたりが間違えて計算しちゃったのかどうか、あるいは措置人員等が誤っておったのかどうか、それがまず1点目。

それから、55ページの土木費の2目と3目なんですけども、国の交付金が減った段階で工事請負費等が減額されてるわけですけど、これは、どういったところを予定されとったのができなかったのかどうか、具体的な内訳がわかったら教えてください。

それともう一点。次のページ、57ページの住宅管理費の中の3世代同居・近居推進事業なんですけど、これ、減額は120万されてますけども、実際、今年度受けられた件数は何件なのかお知らせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今、児童措置費のところの保育園、認定こども園での施設型給付費のことでお尋ねでしたが、この給付費の算定につきましては非常に難しいものがありまして、ちょっと何回か私も聞きましたけれども、なかなか説明するのが難しゅうございます。

ちょっとそこを簡単に言いますと、施設型給付費の算出につきましては、施設運営のために支払われる公定価格と、利用者が負担する利用者負担額を用いるということになっております。この利用者負担額には、国が定めます国基準額と、市町負担により国の基準からさらに利用者負担を軽減した地方基準額というものがありますけれども、9月補正の算定におきまして、本給付金の算出には、歳入においては利用者負担額の国基準を用い、歳出においては地方基準額を用いて算出すべきところでしたけれども、歳出の計算時に一部で国基準額を用いてしまったと。国基準額が地方の基準額よりもちょっと高い設定、逆に地方基準額がちょっと安い金額になっておりますけれども、国基準額を用いて計算したために、本来計上すべき歳出の額が不足してしまったということでございます。ちょっと説明になっていないかもしれませんが、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

初めに、55ページの道路橋梁維持費並びに橋梁改良費の件でございますが、特に2目の維持費に関しては、工事請負費1,500万ということで、橋梁の修繕工事ということで、今年度の、若干着手をしておりますけれども、鶴の川橋の改良ということで、そこが本格的な着工をできなかったということで、その分の減額ということでございます。

それから、道路改良費につきましては、特に、今年度から町道南部線の温泉のところから志折の交差点までの測量設計を行っておりますけれども、17節につきましては、その用地購入費、それから22節の補償費、主に南部線の関連で予定をしておったところでございますが、減額のため、そういうふうになっております。

それから、57ページの住宅管理費の3世代同居・近居につきましては、最大40万円の補助金ということになっておりまして、これを5件で計画をしておりましたけれども、2件の実績ということで120万円の減額ということになっております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○1番（城後 光君）

36ページです。2款、総務費、1項、8目の諸費で、乗合交通停留所表示板更新業務委託料なんですけれども、何か所に具体的にどういう更新をされたのかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、箇所数ですけれども、全部で既存の分も合わせて158カ所。あと、停留所の表示を、以前はラミネートにしておりましたけれども、今回はアルミ複合板っていう頑丈な看板で設置をするようにいたしております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第10号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

議案第10号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,570万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,000万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款. 国民健康保険料、1項、1目. 一般被保険者国民健康保険料を476万8,000円増額し、3億2,296万8,000万円とするものです。これは、当初見込んでおりました国民健康保険料に対しまして、基準となる所得金額の増並びに収納率の増の見込みによるものです。

次ページをお願いいたします。

3款. 国庫支出金、1項、2目. 高額医療費共同事業負担金を256万5,000円減額しております。これは、高額医療費共同事業の対象となる医療費の減に伴い、拠出する金額が減とな

ったため、それに合わせて定率負担であります国庫及び、9ページにございます県負担金が減額になるものです。

9ページをお開きください。

9ページの金額も同様の形となっております。

8ページのほうにお戻りください。

同じく国庫支出金2項、2目。国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を137万円増額しております。これは、平成30年度の制度改正に伴い発生するシステム改修に対する補助金が増額で交付されることによるものです。

10ページをお願いいたします。

6款。県支出金、2項、1目。県財政調整交付金を3,204万2,000円増額しております。主なものとしまして、これは次の7款に出てきます保険財政共同安定化事業交付金が、歳出側の保険財政共同安定化事業拠出金に対し低く交付された場合に、県の調整交付金で補うものとされており、その分が交付されるものです。

11ページをお願いいたします。

7款。共同事業交付金でございます。1目。高額医療費共同事業交付金を957万3,000円、2目。保険財政共同事業安定化事業交付金を6,969万3,000円減額するものです。それぞれ実績による交付決定によるものです。

12ページをお願いいたします。

9款。繰入金、1項、1目。基金繰入金990万円を増額し、1,000万円とするものです。これは一般高額療養費の増額に伴い、財源不足を補うため基金を取り崩すものです。

次に、歳出でございます。15ページをお願いいたします。

2款。保険給付費、2項、1目。一般被保険者高額療養費を1,500万円増額しております。これは高額療養費の給付見込みの増加によるものです。

16ページをお願いいたします。

7款。共同事業拠出金、1項、1目。高額医療費拠出金を1,025万9,000円減額し、2目。保険財政共同安定化事業拠出金を3,423万5,000円減額するものです。これは事業実績による交付決定によるものです。

19ページをお願いいたします。

11款。諸支出金、1項、1目。償還金を762万6,000円増額しています。これは主に平成28

年度の療養給付費等国庫負担金等の確定によりまして国への返還金が生じたため、増額をす
るものでございます。

以上で、平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わ
ります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時5分より再開いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第11号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第11号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を
議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

議案第11号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,613万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款. 国庫支出金、1項、1目. 介護給付費負担金を665万5,000円減額しています。これは平成29年度概算交付決定によるものです。

次ページをお願いいたします。

5款. 支払基金交付金、1項、1目. 介護給付費交付金を2,458万3,000円、2目. 地域支援事業支援交付金356万円をそれぞれ減額しています。これは平成29年度概算交付決定によるものです。

8ページをお願いいたします。

6款. 県支出金、1項、1目. 介護給付費負担金を950万2,000円減額しています。平成29年度概算交付決定によるものです。

次ページをお願いいたします。

8款. 繰入金、1項. 一般会計からの繰入金ですが、主なものとしまして、1目. 介護給付費繰入金を600万円、2目. 地域支援事業繰入金、介護予防事業分を100万円減額しています。平成29年度の清算見込みによる減額です。

10ページをお願いします。

同じく繰入金、2項. 基金繰入金ですが、1,000万円を減額しています。平成29年度の全体事業費から調整を行い、減額をするものです。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 保険給付費、1項、3目. 地域密着型介護サービス給付費を400万円増額し、5目. 施設介護サービス給付費を1,500万円減額し、9目. 居宅介護サービス計画給付費を150万円増額しています。介護サービス等諸費の給付状況によりそれぞれ増減を行うものです。

14ページをお願いいたします。

2項、1目、介護予防サービス給付費を2,900万円減額し、3目、地域密着型介護予防サービス給付費を100万円減額し、7目、介護予防サービス計画給付費を400万円減額しています。介護予防サービス等諸費の給付状況によりそれぞれ減額をするものです。

16ページをお願いいたします。

4項、1目、高額介護サービス費を給付状況から120万円減額しています。

次のページをお願いいたします。

5項、1目、高額医療合算介護サービス費を給付状況から100万円増額しております。

18ページをお願いいたします。

6項、1目、特定入所者介護サービス費を給付状況から400万円減額しています。

次ページをお願いいたします。

3款、地域支援事業費、1項、3目総合事業費の13節、委託料を100万円減額し、19節、負担金、補助及び交付金を711万円減額しています。それぞれ実績見込みによるものです。

20ページをお願いいたします。

2項、7目、認知症施策事業費の7節、賃金を261万円減額しています。これは、認知症初期集中支援に対する人員を求めておりましたが、今年度中の人選ができなかったため減額したものです。

以上で、平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

13ページの保険給付費、2款、1項、8目ですね。居宅介護住宅改修費100万円減額されてますけども、大体、何件分の減額になるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

件数といたしましては、現在のところ26件でございまして、見込みとして、35件を見込んだ形での予算としております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

20ページをお願いします。

3款. 地域支援事業費、2項. 包括的支援事業費・任意事業費ですね。7目の認知症施策事業費ですが、賃金を261万ほど減額されたということでございますけども、認知症というのはだんだん増えてる状況にあるわけですね。この中で、この職種は大体何だったんでしょうか。まずそれをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

ここで考えておりました人員といたしましては、サポート医になります。認知症初期集中支援チームというのは、平成30年度に設置しなければならないというふうに決まっております、その中でサポート医が必要となっておりますが、そのサポート医自体を29年度中に人選をしようと思いましたが、その人選がかなうことごさいませんでしたので、その分ができなかったということです。

一応、平成30年度につきましては、その分についても確保ができたということだけ御報告しておきます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

そうしますと、30年度については確保できたそうですが、29年度は暫定と申しますか、そういう内容だったんですかね。29年度については、いてもらったほうがいいけども、いなくてもよかったと、そういうふうなことですか。30年度からは絶対置かなければならないと、そういう内容ですかね。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

これにつきましては、おっしゃるとおり、30年度からの設置でよければよかったことごさいまして、できれば事前に選定ができれば、その中でいろんな研修を交えながら、この分に対して進めていくことができたと考えておりましたけれども、それはちょっとかなわなかったということごさいます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第12号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課管理班係長。

○水道課管理班係長（溝上優太君）

それでは、議案第12号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ477万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億2,930万5,000円とするものでございます。

続いて、7ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

4款、1項、1目の一般会計繰入金を482万1,000円減額し、1億9,024万3,000円とするも

のでございます。これは、公共下水道事業の総事業費が減額となることに伴い減額となるものです。

続いて、歳出でございますが、8ページをお願いします。

1款、1項、2目の管渠管理費を135万円減額し、683万7,000円とするものです。こちらは、修繕料、汚水ポンプ点検整備委託料、マンホールポンプ場の汚水ポンプ整備工事について、それぞれ実績見込みによる減額となっております。

続いて、9ページをお願いします。

2款、1項、1目、管渠建設費でございますが、こちらは299万1,000円を減額し、7,045万8,000円とするものでございます。こちらの実績見込みによるものですが、委託料を100万9,000円減額、工事請負費が152万円の減額となっております。工事請負費につきましては、単独事業のほうで当初予定をしておりましたけれども、補助事業のほうで賄うことができたために152万円の減額としております。

以上で、平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第13号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは、議案第13号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,344万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,371万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけども、2款、1項、1目、1節. 一般会計繰入金ですけども、9,344万3,000円を増額しております。これについては、工業団地の総事業費から売却収入と県の補助金を差し引きまして、残額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、23節. 償還金で9,385万1,000円を増額して、2億6,220万3,000円といたしております。残額分は全て一括償還するものでございます。

以上で、平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算について説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号 平成29年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号

○議長（今井泰照君）

日程第13、議案第14号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課管理班係長。

○水道課管理班係長（井関昌男君）

それでは、議案第14号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条、平成29年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、平成29年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、第1項、営業収益、補正額561万円の増額で、補正後を2億7,914万1,000円とするものです。第2項、営業外収益、補正額は2万8,000円の減額で、補正後を1,196万円とするものです。

続きまして支出、第1款、第1項、営業費用、補正額26万5,000円の減額で、補正後を2億4,512万円とするものです。

今回、決算見込みによる営業収益と営業外収益、営業費用の増減による補正となっております。

6ページをお願いいたします。

収入でございます。

1 款、1 項、1 目。水道収益、補正額520万円の増額で、補正後を2億7,700万円とするものです。これは、水道料金の増額でございます。

3 目。その他の営業収益、補正額41万円の増額で、補正後を209万1,000円とするものです。これは加入金の新規件数の増でございます。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。

1 款、1 項、4 目。総係費、補正額26万5,000円の減額で、補正後5,784万8,000円とするものです。これにつきましては、節名ですね、記載しておりますので、ごらんとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

百武議員。

○6 番（百武辰美君）

6 ページをお願いいたします。

営業収益の中で41万ということで、新規件数の数とありますが、29年度どれだけ新規があったのかということと、新規があれば閉栓もあるでしょうから、どれぐらいの閉栓があったのか。そして、現在がどれだけの給水戸数なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 水道課管理班係長。

○水道課管理班係長（井関昌男君）

その他の営業収益でございますが、加入金を当初20件、一般家庭の口径13ミリの20件、5万4,000円の20件ということで、108万を計上しておりましたけれども、これから、一般家庭の13ミリ、4件増えております。それと新規で、工業団地進出をしていただきました幸運トラックさんの口径が25ミリになっておりますけれども、これが加入金19万4,400円。この分の4件とプラス1件が増額ということで、今回計上いたしております。

あと、閉栓と手数料の件数とかは、ちょっと今、手元にございませんで、申しわけございませんが後でお知らせいたしたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14～19 議案第24号～議案第29号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第24号 波佐見町道路線の認定についてから日程第19. 議案第29号 波佐見町道路線の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは、波佐見町道の路線の認定について、議案第24号から29号までについて御説明を申し上げます。

議案第24号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回認定予定の路線は、主要地方道川棚有田線と接続し、終点側には町営住宅折敷瀬団地があり、地域内の生活道路として利用されていることなど公共性が高いため認定するものがあります。

次のページ、別紙をごらんください。

認定する路線でございます。

整理番号469。

路線名は折敷瀬団地線。

起点、波佐見町折敷瀬郷から、終点、波佐見町折敷瀬郷までで、重要な経過地はございません。

次の図面をごらんください。

主要地方道川棚有田線を起点といたしまして、ここが野中原358番先となっておりますが、これから延長が約85メートルほどありまして、幅員が4メートルから5メートルでございます。終点側が町営折敷瀬団地となっておりますところでございます。折敷瀬団地は平成10年に建設されて、12戸の住宅というふうになっております。

次に、議案第25号 波佐見町道路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回、認定予定の路線は、主要地方道川棚有田線と接続し、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いため認定するものであります。

認定する路線の別紙です。

整理番号、470としております。

路線名、八天の里1号線。

起点、終点ともに波佐見町岳辺田郷で、重要な経過地はございません。

次の図面をごらんください。

主要地方道川棚有田線を起点といたしまして、終点とともに宇水洗350番1となっておりますが、延長が約82メートルでございます。幅員は6メートルとなっております。この区域は33区画ほどございまして、平成22年度から住宅建設が始まっております。この区域は33区画ほどございまして、平成22年度から住宅建設が始まっております。現在、空き区画としては4区画ほどでございます。公園が1カ所、住宅地については、アパートが区域内に2棟建っておるといふことでございます。

次の議案第26号でございます。

波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回認定予定の路線は、開発団地内に位置する道路であり、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いために認定するものであります。

認定する路線の整理番号としては471。

路線名は八天の里2号線。

波佐見町岳辺田郷を起終点としておりまして、重要な経過地はございません。

図面のほうをごらんください。

先ほどの八天の里1号線を起終点としておりまして、字水洗350番1となっています。延長が258メートルありまして、幅員は6メートルとなっております。

次に、議案第27号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回認定の路線は、主要地方道川棚有田線と町道岳辺田線を結ぶ町道水洗線に接続をしておりまして、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いために認定するものであります。

別紙、認定する路線ですが、整理番号472。

路線名は地蔵町1号線としております。

起終点ともに、岳辺田郷でございます。重要な経過地はございません。

図面のほうをごらんください。

町道水洗線を起点といたしまして、終点とともに字水洗354番1となっています。延長が約102メートル、幅員は6メートルとなっております。この地区におきましても、平成12年度から建設が始まりまして、18区画で公園が1カ所ございます。

次に、議案第28号でございます。

波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回認定予定の路線は、開発団地内に位置する道路でありまして、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いため認定するものでございます。

別紙、認定する路線でございます。

整理番号473番。

路線名は地蔵町2号線としておりまして、起点終点とも岳辺田郷でございます。重要な経過地はございません。

図面のほうをごらんください。

先ほどの地蔵町1号線を起終点といたしまして、字水洗354番1となっております、延長が約60メートルでございます。幅員は6メートルとなっております。

次に、議案第29号でございます。

波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますが、今回認定予定の路線は、主要地方道川棚有田線と町道岳辺田線を結び、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いために認定するものでございます。

別紙、認定する路線でございますが、整理番号474。

路線名は鍛冶川線となっております。起点終点とも、岳辺田郷ということになっております。重要な経過地は特にございません。

図面をごらんください。

主要地方道川棚有田線を起点といたしまして、町道岳辺田線を終点としておりまして、延長が約130メートルでございます。幅員は5メートルでございます。終点側にはアパートが建っておりまして、生活道路として利用されております。

以上、議案第24号から第29号までの波佐見町道路線の認定についての提案を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。

ただいま議案となりました議案第24号 波佐見町道路線の認定についてから、議案第29号 波佐見町道路線の認定についてまでの6件は、産業厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第29号までの6件は産業厚生委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後 2 時 38 分 散会